

外務大臣
文部大臣
厚生大臣

殿(各通)

日本学術会議会長 伏見 康治
(写送付先: 科学技術庁長官)

医学研究用リーサス・サルに関するインド政府の
輸出禁止措置に対する解除要請について(要望)

標記について、本会議第506回運営審議会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

インド政府は、1977年11月23日に、リーサス・サル(インド原産の赤毛ザル)の輸出について、これを1978年4月から全面的に禁止することを決定した。

リーサス・サルは、神経生理学をはじめ、薬剤の安全性、感染症その他多くの研究において欠くことのできない実験用動物である。我が国においても、医科学・生物学研究のために使用されるリーサス・サルの数は年々増加し、昨年は年間約500頭を数えるに至っている。

このような今回のインド政府の措置により、我が国では、研究上不可欠な実験用サルの自然資源を欠き、またその繁殖用集団を持たない我が国では、医学界をはじめ種々の研究分野で大きな障害を来たしつづめる。

リーサス・サルに対する依存度の高いアメリカ、ソ連及びイギリスは、既に輸出禁止措置の解除方をインド政府に働きかけており、世界保健機構(WHO)も世界人類の保健衛生を守る立場から、その解除についてインド政府に対する説得を行い、また国際実験動物委員会(ICLA)も解除要請の準備中である。

かかる状況下において、我が国としてもインド政府に対し、リーサス・サルの輸出禁止措置の早急な解除について、公式に要請することが極めて必要であると考えられるので、貴省におかれは、このための緊急かつ適切な処置を取られるよう強く要望するものである。なお、インド政府への要請に当たっては、我が国においては、医科学・生物学研究のためだけに使用されていることを強調するとともに、我が国が必要とするリーサス・サルは年間500頭程度であることを明示しておく必要があると考える。

また以上の状況にかんがみ、この際、リーサス・サルの輸入に関しインド政府との間に長期的な契約を締結することについても考慮されるとともに、これを契機として我が国において、この種の実験動物に関し、国内自給体制の確立を含めて安定した生産供給体制の確立を図られるよう併せて要望する。なお、検討に当たっては、本会議が先に勧告した、研究用生物系統株保存利用機構の整備について(第46回総会で採択)及び実験動物センター(仮称)の設立について(第51回総会で採択)を十分参考にされたい。